

試験検査のご依頼に際して

一般社団法人国際水素規格協会

当協会が試験検査を受託させていただきます際にご了解いただきたい事項を記載いたしました。ご依頼に際してご一読いただきますようお願い申し上げます。

(試験検査の受託)

- 当協会が、試験目的、試験方法、検体等に不適切と判断する内容の分析試験については、受託に応じられません。また、受託後不適切であることが判明した場合、分析試験を中止いたします。
- ご依頼者の製品以外の商品については、原則として受託に応じられませんので予めご相談下さい。
- 分析試験項目名は、当協会の項目名となります。

(受託試験検査の秘密保持)

- 当協会は、受託した分析試験によって知り得た事項を、ご依頼者及びご指定いただいた者以外には原則開示いたしません。

(試験検査の方法)

- 分析試験の方法は各種の規格に基づく方法、あるいは当協会の方法によります。ご指定がある場合、分析試験依頼書にご記入下さい。
- ご指定された試験・検査方法につきましては、当協会にて実施可能かつ妥当なものと判断した場合に採用させていただきます。

(試験検査の検体)

- 検体は無償でご提供いただきます。
- 危険物等が検体の場合は、受託に応じられないことがありますので予めお申し出ください。お申し出なくして、これらの検体により人的あるいは物的な被害を当協会が被った場合には、損害賠償を請求させて頂く場合がございます。
- 検体の調製方法及び調製量に関しては当協会の判断で処理いたします。注意事項などがある場合は別途ご指示ください。
- 検体は原則としてお返しいたしません。稀少品等で残余検体の返却をご希望の場合、その旨を予め試験検査依頼書にご記入下さい。返却の送料はご依頼者のご負担とさせていただきます。
- ご提出いただいた検体は受付時に返却のご希望がない限り、試験終了後約1ヶ月後に廃棄させていただきます。但し、危険物や著しく多量等で当協会にて廃棄できない検体については、お引き取りいただきます。

(変更・中止)

- 試験検査受付後の変更・中止につきましては、その旨を文書にてご連絡ください。なお、それまでに発生した費用につきましては実費で精算させていただきます。
- 検体固有の事由により分析不能となることがありますので予めご了承下さい。この場合も、それまでに発生した費用につきましては実費で精算させていただきます。

(試験終了予定日)

- 試験終了予定日は、試験・検査の状況により遅れる場合がございますのでご了承下さい。
- 試験検査成績書等を送付させていただく場合は、試験終了予定日が発送予定日となります。

(試験検査手数料)

- 試験検査は有料で、その手数料は当協会の定めによります。お支払いは、原則としてご依頼をお受けするときに予めご入金いただきます。
- 当協会より、後日請求させていただく場合は、請求書に記載の支払い期日までにご入金願います。
- 銀行振込等お支払いにかかわる手数料はご依頼者のご負担とさせていただきます。

(試験検査成績書・報告書)

- 試験検査成績書等の発行後は記載された試験検査結果はもとより、ご依頼者名、検体名称等についても変更はできません。ご連絡先、ファックス番号等も含め試験検査依頼書にご記入された内容を十分にご確認ください。
- 試験検査成績書等は、和文にて原本を1部発行いたします。
- 追加発行をご希望の場合は、正本の発行日より1年以内に限り、有料にて副本を発行いたします。
- 試験検査成績書等の送付をご希望される場合、郵便等により発送いたします。なお、郵便以外をご希望の場合、送料はご依頼者のご負担とさせていただきます。また、運送中の事故につきましては当該運送業者の管理であり、当協会として責任は負いかねます。

(試験検査成績書等の掲載使用)

- 試験検査成績書等及び試験データはご依頼者に帰属いたしますが、商品、ラベル、チラシ等に当協会名とともに結果を掲載する場合、当協会にて定めております掲載規約に従い実施してください。なお、ご依頼者の作成した掲載物に起因する紛議または経済的負担に関して、当協会は一切の責任を負いません。
- 上記掲載規約の定めによらない貴社の作成した掲載物により、当協会の名誉、信用が大きく傷つけられた場合は、法令の定めるところに従い損害賠償請求措置をとります。

(試験検査成績書等に関する経済的負担の免責)

- 試験検査結果及び試験検査成績書等に起因する紛議または経済的負担に関して当協会は一切の責任を負いません。

(個人情報利用目的)

- ご依頼者の個人情報は、試験・検査・審査・調査・研究・コンサルティングに関わる連絡・調整及び当協会が実施する各種情報の提供や他の業務のご案内に限り、利用いたします。

(その他)

- 以上の事項に関して疑義が生じた場合、ご依頼者及び当協会は誠意を持って協議のうえ解決に当たるものとします。